

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和4年11月11日

奈良県知事 荒井 正吾

1 委託業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1)業務名 | 中小企業デジタル化等支援業務委託 |
| (2)業務履行場所 | 奈良県総務部デジタル戦略課 |
| (3)業務内容 | 4(2)により交付する仕様書等のとおり |
| (4)業務量の目安 | 9,581千円(消費税及び地方消費税込み)を限度とする |
| (5)履行期限 | 令和5年3月22日(水) |

2 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」及び「Q7 諸サービス」の両方に登録がある者であること。(ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。)
- (7) 平成29年度から令和3年度の過去5年間において、コンサルティング業務の契約を国又は地方公共団体を相手方として、1回以上締結しかつこれらをすべて履行した者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁情報管理棟1階）

奈良県総務部デジタル戦略課プロジェクト推進係

T E L 0742-27-7003（直通）

F A X 0742-23-4196

(2) 公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）及び仕様書の配布

公募開始日から令和4年12月5日（月）までの午前9時から午後4時まで（ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後1時までを除きます。）の間に、(1)の担当部局において配布する。または奈良県総務部デジタル戦略課ホームページから入手するものとする。

(3) 質問の受け付け

(2)により配布する説明書に示すところによる。

(4) 参加申込書、企画提案書等の提出

(2)により配布する説明書に示すところによる。

5 受託者の選定

4 (2)により配布する説明書に示すところによる。

6 その他

(1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 詳細については、4 (2)により配布する説明書に示すところによる。